## 「須磨海水浴場 休憩施設」飲食店営業の再開・施設の大要変更届提出の流れ

(休憩施設の営業終了予定日時点で有効な営業許可をお持ちで,かつ,引き続き営業の場合) ※営業者が変更になる場合は,新規の営業許可申請が必要です。但し,相続等の一部例外があります。 詳しくは、下記お問い合わせ先までご相談ください。

## 営業再開前

再開・施設の大要変更届の提出(原則,営業再開の10日前まで)

- ◎必ず必要なもの
  - ①再開・施設の大要変更届(2部) ※受付印を押したものを1部控えとして返却しますので、営業者自身で神戸市港湾局海岸防災課へ提出してください。
  - ②施設配置図・平面図(各1部)
  - ③営業許可済証(原本)
- ◎場合によって必要なもの
  - ・法務局で発行された履歴事項全部証明書の原本(法人名義で代表者変更や商号・本店 所在地の場合。窓口で確認後,返却します。)
  - ・営業者の認め印(個人名義で,代理の方が手続きされる場合)
  - ・食品衛生責任者であることを証する書類の原本(申請時点で有資格者が変更になる場合。窓口で確認後,返却します。)



営業施設の現地調査 海開き前に一斉調査します。(日時は別途定めます)

※調査時には、営業者又は食品衛生責任者の方の立会をお願いします。万一、設備等の 不備がある場合、改善確認されるまで営業の再開はできません(再調査を実施します)。

## 休憩施設の営業



閉店(営業期間終了)後 休業届の提出

事由が発生してから 10 日以内に提出してください。

なお,休憩施設は露店許可であるため,非加熱品目の提供が制限されています。 非加熱品目の例示等,詳細は西部衛生監視事務所のホームページで確認できます。

お問い合わせ先

西部衛生監視事務所

所在地 神戸市長田区北町 3-4-3 長田区役所内 5階

TEL 078-771-7497(生活衛生ダイヤル)